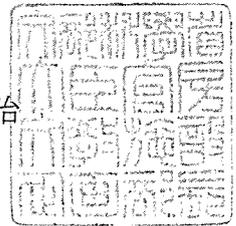




29文科施第185号  
平成29年9月22日

各都道府県教育委員会教育長  
各都道府県知事  
各国公立大学長  
各私立高等専門学校長  
各大学共同利用機関法人機構長 殿  
各文部科学省独立行政法人の長  
各文部科学省国立研究開発法人の長  
日本私立学校振興・共済事業団理事長  
公立学校共済組合理事長

文部科学省大臣官房文教施設企画部長  
山下 治



(印影印刷)

学校施設等における吹き付けアスベスト等の対策状況  
フォローアップ調査等について（依頼）

学校施設等における吹き付けアスベスト等の対策については、平成17年度に「学校施設等における吹き付けアスベスト等使用実態調査」を実施するとともに、以降、毎年度フォローアップ調査を実施し、その結果等を踏まえ、早急かつ適切な対策の実施を依頼してきたところです。

今年度も、使用実態調査等により判明した吹き付けアスベスト等について、引き続きフォローアップ調査を実施することとします。

ついては、調査対象機関におかれては、下記1及び別添1の「学校施設等における吹き付けアスベスト等の対策状況フォローアップ調査等実施要領（平成29年度）」に基づき、遺漏のないよう調査票を作成の上、平成29年10月25日（水）までに文教施設企画部施設企画課へ提出していただくようお願いします。

なお、今般の大雨や他の自然災害等による被害対応等により期限までに調査票の提出が困難な場合は、提出先まで御一報ください。

また、本調査については、各機関における対策が進んできていることから、平成27年度よりフォローアップ調査の対象機関を「前回調査で調査未完了の機関及び措置済み状態ではない吹き付けアスベスト等（様式1の調査区分③、④）を保有している機関」とし、それ以外の機関については、調査票の提出を要しないこととしています。新たに措置済み状態ではない吹き付けアスベスト等の保有が確認された場合は、速やかに必要な対策を講じるとともに、調査票を提出するようお願いします。

今回、調査票の提出が不要となった機関におかれても、吹き付けアスベスト等（措置済）を保有している場合は、引き続き当該部分の適切な維持管理が必要であり、改修や取壊し工事を行う際には、関係法令及び下記2から5及び別添2に基づいた適切な対応をお願いします。

このことについて、都道府県教育委員会においては所管の学校等及び域内の市区町村教育委員会に対し、都道府県知事部局においては所轄の学校及び学校法人等に対し、別表を参照の上、周知徹底するとともに、調査結果の取りまとめをお願いします。

## 1. 対策状況フォローアップ調査等の実施に当たって

### (1) 調査対象機関

調査票の提出を要する機関は以下の機関とし、それ以外の機関については、提出を要しない。

- ・前回調査で調査未完了の機関及び前回調査で措置済み状態ではない吹き付けアスベスト等（様式1の調査区分③、④）を保有する機関
- ・新たに措置済み状態ではない吹き付けアスベスト等（様式1の調査区分③、④）の保有が確認された機関

### (2) 調査対象建材及び調査時点

- ・平成8年度以前に完成した建物（改修工事も含む）に使用されている「吹き付け石綿等」及び「折板裏打ち石綿断熱材」とする。
- ・調査時点は、平成29年10月1日（日）とする。

### (3) 前回調査からの変更点

- ・前回調査の様式0（フォローアップ調査全機関数調査票）に記入していた公私立学校等及び公立社会教育施設等の全機関数の内容については、各様式1に記入するよう変更している。
- ・今回調査より、校舎や体育館等の建物種別ごとの調査を取りやめ（様式1-5を廃止）、学校種別ごとの情報のみを記入する様式1-4のみを提出するよう変更している。
- ・公立大学法人については、地方独立行政法人法の一部改正により、公立大学法人が設置する大学に、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園又は専修学校を附属させて設置することができることとなったため、大学附属の学校（専修学校を除く）は、様式1-1Bに記入するよう変更している。

以上の他、調査票提出に当たって疑義がある場合は、本件連絡先まで連絡すること。

## 2. 吹き付けアスベスト等への対応

### (1) 使用実態調査が未完了の場合

- ・使用実態調査が未完了の機関においては、対象建材の状態等により安全性への危惧があることから、児童生徒等の安全対策に万全を期すためにも調査の早期完了に取り組むこと。
- ・使用実態調査が未完了の機関については機関名を公表する。
- ・上記機関を所轄している都道府県・市区町村教育委員会及び都道府県知事部局等においては、引き続きアスベスト等の存在とその状態、立入禁止等の処置状況に加え、使用実態調査未完了機関に関する情報についても、ホームページ等を活用した公表について検討すること。

### (2) 調査区分「④」（ばく露のおそれのある室等）を保有する機関

- ・既に使用禁止等の応急処置を実施済みとの報告がなされているところであるが、早急に対策工事を完了すること。
- ・ばく露のおそれのある室等に臨時に職員等を出入りさせる必要があるときは呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣を着用させること。（別添2参照）

### (3) 調査区分「③」（ばく露のおそれがないが、未措置である室等）を保有する機関

- ・経年による劣化、損傷等により将来的に飛散する可能性があるため、計画的に除去等の対策工事を講じること。また、利用者等に対して吹き付けアスベスト等の使用箇所を周知するとともに、表面の状態及び使用状況等の点検・維持管理を行うこと。（別添2参照）

### (4) 新たに未措置のアスベストが確認された場合

- ・新たに未措置のアスベストが確認された場合は、その損傷、劣化等の状況を把握し、

必要に応じて専門業者等に相談の上、必要な対策を講じること。

#### (5) 情報の保存・公表

- ・アスベストに関する関係書類は、学校等の設置者が適切なアスベスト管理を行うために必要な資料であるため保存管理を徹底すること。
- ・また、文部科学省においては、アスベスト対策の実施状況のフォローアップ等を行うこととしているため、本調査等の関係書類は保存しておくこと。
- ・アスベストに関する情報の公表については、ホームページ等の活用を検討すること。また、児童、生徒、学生、教職員及び保護者等への説明は、アスベストの存在とその状態、立入禁止等の処置状況及び今後の対応方針等について、できる限り速やかに、かつ、きめ細やかに行うこと。

### 3. アスベスト対策について

- ・アスベスト対策工事については、別添3を参照の上、国の財政支援制度の活用を検討すること。
- ・アスベスト対策工事を行う場合には、アスベストの大気中への飛散防止やアスベスト廃棄物の適切な処理等について配慮するとともに、関係法令及び関係省庁の通知等を遵守し、地方公共団体の関係部局等と十分連絡調整の上、適切に対応すること。
- ・建物の解体工事等の実施に当たっては、「石綿障害予防規則の一部を改正する省令」及び「大気汚染防止法の一部を改正する法律」等の施行に伴う学校施設等におけるアスベスト（石綿）対策について（周知）」（平成26年6月20日26施企第6号）及び「石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル[2.10版]」（平成29年3月厚生労働省）※1も参照すること。また、吹き付けアスベスト等や石綿含有保温材等の使用実態調査等の事前調査結果を工事受注者に通知し、適正な工事が実施されるよう努めること。これらの調査で確認できない部分等に石綿含有建材が使用されている可能性もあるため、措置済み状態又は石綿不使用とされた機関においても、慎重に対応すること。

### 4. 災害時における対応について（平成23年3月24日文部科学省事務連絡参照）

- ・災害時においては、倒壊等の被害を受けた学校施設等を保有する機関においては、アスベストの飛散のおそれがないか速やかに確認すること。
- ・確認の結果、飛散のおそれがある場合には、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（平成19年8月環境省）※2及び同パンフレット（平成24年5月環境省）※3を参考に、速やかに立入禁止処置を講ずるとともに飛散防止のための応急処置を講じること。
- ・アスベストが使用されていた学校施設等が倒壊したことにより、廃棄物として処理されることとなったものについては、「廃石綿が混入した災害廃棄物について」（平成23年3月環境省）※4により、適切に対応すること。
- ・上記の確認等作業に当たっては、職員等に呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣を着用させること。

### 5. その他の留意事項

#### (1) 煙突用断熱材への対応について

- ・石綿含有保温材等（石綿を含有する張り付けられた保温材、耐火被覆材、断熱材）については、平成26年3月の石綿障害予防規則の改正により、新たに同規則第10条の規制対象となったことから、平成26年度より使用状況調査を実施しているところ。特に煙突に使用されている断熱材については、建材の劣化が激しい場合は、煙突からアスベスト繊維を大気中に発散させる、煙突内に入った雨水などを排水するドレン管から排出される、剥落して最下の掃除口に堆積した石綿が含有している断熱材等を灰と誤って一般のゴミとして廃棄されるといった例もあることから、特に注意すること。また、煙突内の清掃等作業を行う場合は、「煙突内部に使用される石綿含有断熱材に係る留意事項について」（平成24年7月31日厚生労働省通知）※5も参照すること。

#### (2) 非飛散性アスベスト含有成形板への対応について

- ・アスベストはその繊維が空気中に浮遊した状態にあると危険であると言われており、通常の使用状態では板状に固めた建材の危険性は低いと考えられるため非飛散性アスベスト含有成形板（アスベストを含有するボード類、床材、煙突（円筒）等）は調査

- 対象外としているが、これらについてもその状態について点検・維持管理を行うこと。
- ・非飛散性アスベスト含有成形板の除去については、「非飛散性アスベスト含有成形板の除去に係る留意事項について」(平成22年12月27日文科科学省事務連絡)、「石綿含有成形板の除去作業における労働者の石綿ばく露防止措置について」(平成27年11月17日厚生労働省通知) ※6を参照すること。

### (3) 石綿含有建築用仕上塗材への対応について

- ・学校施設等の外装や内装の仕上材として使用されている建築用仕上塗材には、石綿が含有されている場合もある。石綿が含有されている建築用仕上塗材部分の改修工事や取壊し工事を行う場合は、工事場所を所管する行政機関に相談するなどして適切に対応すること。なお、石綿含有建築用仕上塗材の取扱いについては、「石綿含有仕上塗材の除去等作業における石綿飛散防止対策について」(平成29年5月30日環境省通知)及び「石綿含有建築用仕上塗材の除去等作業における大気汚染防止法令上の取扱い等について」(平成29年5月31日厚生労働省通知)を参照すること。

### (4) 石綿含有製品等の製造、輸入、譲渡、提供又は使用の禁止の徹底について

- ・石綿及び石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物については、平成18年9月1日から、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第55条の規定に基づき、製造、輸入、譲渡、提供又は使用が禁止されており、このことに関し、「石綿含有製品等の製造、輸入、譲渡、提供又は使用の禁止の徹底について」(平成23年1月27日厚生労働省通知) ※7を参照し、適切に対応すること。特に輸入品については、同通知の記2～4に十分留意すること。
- ・なお、石綿等の製造等の禁止に係る猶予措置については既に終了しており、平成24年3月1日以降は製造等は全面禁止 ※8となっているので注意すること。

#### (参考)

- ※1 「石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル[2.10版]」(平成29年3月厚生労働省)  
[http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudouki\\_junkyokuanzeniseibu/0000156260.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudouki_junkyokuanzeniseibu/0000156260.pdf)
- ※2 「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」(平成19年8月環境省)  
<http://www.env.go.jp/air/asbestos/indexa.html>
- ※3 「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」パンフレット」(平成24年5月環境省)  
[http://www.env.go.jp/air/asbestos/man\\_disaster/pamph.pdf](http://www.env.go.jp/air/asbestos/man_disaster/pamph.pdf)
- ※4 「廃石綿が混入した災害廃棄物について」(平成23年3月環境省)  
[http://www.env.go.jp/jishin/saigai\\_ishiwata.pdf](http://www.env.go.jp/jishin/saigai_ishiwata.pdf)
- ※5 「煙突内部に使用される石綿含有断熱材に係る留意事項について」(平成24年7月31日厚生労働省通知)  
[http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/hourei/dl/130107\\_0731-01.pdf](http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/hourei/dl/130107_0731-01.pdf)
- ※6 「石綿含有成形板の除去作業における労働者の石綿ばく露防止措置について」(平成27年11月17日厚生労働省通知)  
[http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/hourei/dl/151126\\_1.pdf](http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/hourei/dl/151126_1.pdf)
- ※7 「石綿含有製品等の製造、輸入、譲渡、提供又は使用の禁止の徹底について」(平成23年1月27日厚生労働省通知)  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200001146w.html>
- ※8 「労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令の周知について」(平成24年1月25日厚生労働省通知)  
[http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/hourei/dl/120125\\_0125-9.pdf](http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/hourei/dl/120125_0125-9.pdf)
- 建築物石綿含有建材調査者制度について(国土交通省ホームページ)  
[http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku\\_house\\_tk\\_000050.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000050.html)
- 一般社団法人日本環境衛生センター「建築物石綿含有建材調査者講習修了者情報」  
<http://www.jesc.or.jp/training/tabid/132/Default.aspx>
- 「建築物の改修・解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針」(平成28年4月28日)(日本建築仕上材工業会ホームページ)  
<http://www.nsk-web.org/as/as20160613.pdf>
- 文科科学省におけるアスベスト対策への取組  
<http://www.mext.go.jp/submenu/05101301.htm>

#### (本件連絡先)

大臣官房文教施設企画部施設企画課  
指導第二係 岩井、福島  
電話：03-5253-4111(内線2292)  
E-mail：shisetulead-2@mext.go.jp

# 学校施設等における吹き付けアスベスト等の対策状況 フォローアップ調査等実施要領(平成29年度)

## 1. 調査の経緯

- 文部科学省においては、子供たちなどの安全対策に万全を期すために、平成17年7月末から「学校施設等における吹き付けアスベスト等使用実態調査」を実施。平成18年度以降毎年、吹き付けアスベスト等の対策状況について、定期的にフォローアップ調査を実施。
- また、政府においても、平成17年7月以来、アスベスト問題に関して関係閣僚会合を開催し、同年12月学校等を含む既存施設におけるアスベストの除去等について「アスベスト問題に係る総合対策」を取りまとめ、今後、関係省庁は緊密な連携協力を図りつつ、使用実態調査によりアスベスト使用が明らかになった建築物について、飛散防止の措置状況等（除去された吹き付けアスベストの処理状況を含む）のフォローアップを行うこととされた。
- 平成20年2月以降、文部科学省は、新たにトレモライト等の分析調査が必要になったものについては、石綿等の有無の分析調査の徹底に関する通知\*（以下「石綿等の分析調査の徹底等」という。）に基づき、該当する機関に再分析調査の徹底を要請。

※「学校施設等における石綿障害予防規則第3条第2項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査の徹底等について」（平成20年2月15日付け19文科施第419号）

〈参照〉 学校施設等のアスベスト対策に関する通知一覧（別紙1）

## 2. 調査対象機関

- 調査票の提出を要する機関は以下の機関とし、それ以外の機関については、提出を要しない。
  - ・ 前回調査で調査未完了の機関及び前回調査で措置済み状態ではない吹き付けアスベスト等（様式1の調査区分③、④）を保有する機関
  - ・ 新たに措置済み状態ではない吹き付けアスベスト等（様式1の調査区分③、④）の保有が確認された機関
- 所管変更等により調査対象となった機関についても、使用状況を把握し、回答すること。
- また、調査が完了し使用なしと回答している機関についても、新たに使用されていることが確認される場合があるため、適切に対応すること。
  - 調査未完了の機関とは、平成17年から、これまで使用実態調査を一度も実施していない機関である。過去に使用実態調査を実施済みの機関が再調査を行う場合や、改修や取壊し工事の着手前の調査を行う場合は調査未完了機関に該当しない。
  - 前回調査時点において吹き付けアスベスト等を保有していない又は吹き付けアスベスト等を保有するが、全て措置済み状態にある機関で、かつそれ以降の保有実態に変動※がない場合は、調査票の提出を要しない。  
（※新たに吹き付けアスベスト等の保有が確認されたが、既に措置済みのもの）
  - 国公立学校における「機関」とは学校単位を指すものである。私立学校における学校法人を指すものではない。（学校法人がA大学とB短期大学を有している場合、それぞれ回答すること。例えば、1大学で複数キャンパスを持つ場合は、キャンパスごとに分けるのではなく、1大学1機関として回答すること。）  
また、複数機関で利用している建物がある場合（例えば、大学と短大で同じ校舎を利用している等）は、資産台帳を参考にするなど、主となる学校側に計上するなど、重複のないよう回答すること。  
なお、小中、中高一貫校など、学校種別の違う機関が同一の施設を利用している場合などについても、前述を参考に重複のないよう回答すること。
  - 総合体育施設等で、複数の機関種別（例：屋内運動場、剣道場、屋内水泳プール）を所有している場合は、それぞれの施設について機関種別ごとに回答すること。  
また、複合施設（例：公民館と図書館が同じ建物にある場合）については、それぞれの施設について機関種別ごとに回答すること。なお、共用部分については、主となる機関に計上するなど、重複のないよう回答すること。
  - 幼保連携型認定こども園については、前回調査以降に新規開園した全ての園及び前回調査以降に幼稚園から幼保連携型認定こども園に移行した園を含み、様式1の調査区分③、④を保有している場合に回答すること。（別紙2）

### 3. 調査時点

- ・調査時点は、平成29年10月1日（日）とする。

### 4. 提出期限

- ・調査票の提出期限は、平成29年10月25日（水）とする。

### 5. 提出する調査票・提出先

- ・提出する調査票は、各機関の吹き付けアスベスト等の保有実態に応じ、下表及び別表(調査対象機関・調査票・提出先等)により提出する。
- ・提出方法は、原則メールにて提出する。
- ・今回調査の調査対象機関において、保有する吹き付けアスベスト等が全て措置済み状態となった場合は、「調査票②左記①のうち、措置済み状態にあるもの」に計上し、今回のみ様式を提出するが、次回以降は不要となる。
  - ※除去等により、アスベストの保有がなくなった機関については、調査票の提出は不要となるがその旨をメール等により連絡する。
- ・文部科学省の提出先は、全て施設企画課（shisetulead-2@mext.go.jp）に提出する。
  - ※市町村及び私立学校（大学を除く）等については前回同様、都道府県の取りまとめ担当課へ提出する。

#### ■保有実態区分（前回調査において）

(1) 措置済み状態ではない吹き付けアスベスト等を <u>保有する機関</u>
(2) 1. 吹き付けアスベスト等の使用が <u>ない機関</u> (平成9年度以降に完成した建物のみ保有する機関を含む)
2. 吹き付けアスベスト等を <u>保有するが、全て措置済み状態にある機関</u>

#### ■保有実態により提出が必要な調査票一覧

保有実態区分 (前回調査において)	様式1 1-1A~1-10	様式2	様式3	様式4
(1) 措置済み状態ではない吹き付けアスベスト等を <u>保有する機関</u>	○	—	—	※
今回の調査で、調査区分④(ばく露のおそれがあるもの)がある場合	○	○	○	
平成28年10月1日時点で、調査区分④(ばく露のおそれのあるもの)があった場合	○	—	○	
(2) 1. 吹き付けアスベスト等の使用が <u>ない機関</u> (平成9年度以降に完成した建物のみ保有する機関を含む)	●	—	—	※
2. 吹き付けアスベスト等を <u>保有するが、全て措置済み状態にある機関</u>				
平成28年10月1日時点で、調査区分④(ばく露のおそれのあるもの)があった場合	○	—	○	

○：提出する。

—：提出しない。(調査票の提出や連絡がない場合は、「該当なし」と判断する。改めてメール等による連絡は不要。)

●：前回調査時点で吹き付けアスベスト等を保有していない又は吹き付けアスベスト等を保有するが、全て措置済み状態にある機関、かつそれ以降の保有実態に変動がない場合は、調査票の提出は不要。

※：「石綿等の分析調査の徹底等」による使用実態調査が未完了の機関のみ提出対象（様式1にも入力の上提出のこと）。

## 6. 調査票の種類

調査票様式は以下のとおり。

### ■様式一覧

様式名	調査内容
様式 1-1A～1-10	吹き付けアスベスト等対策状況フォローアップ調査票
様式 2	調査区分④(ばく露のおそれがあるもの)の対応状況等調査票
様式 3	調査区分④(ばく露のおそれがあるもの)の対策進捗状況等調査票
様式 4	使用実態調査未完了機関の対応状況調査票

※各様式のフォーマットは、以下の文部科学省ホームページより入手できます。

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/nc/attach/1395513.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/attach/1395513.htm)

## 7. 調査対象建材

調査対象建材は、平成8年度以前に完成した建築物（改修工事も含む）に使用されている、次に掲げるものとする。

### ①吹き付け石綿等

石綿障害予防規則（平成17年2月24日厚生労働省令第21号）第2条第1項に定める石綿等で、建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられたもの。

※いわゆる「吹き付けアスベスト」、「吹き付けロックウール」及び「吹き付けひる石（バーミキュライト）」等と呼ばれているもので、含有する石綿の重量が当該製品の重量の0.1%を超えるもの。

### ②折板裏打ち石綿断熱材

鋼板製屋根用折板等に主として結露防止等のために張り付けられたもので、石綿を含有する製品。

## 8. 記入要領

以下の記入要領をよく読み、調査漏れ等がないようよく確認した上で提出すること。

なお、調査票作成に当たり、今般の大雨や他の自然災害等により被災した機関については、以下のとおり対応すること。

### ○被災により仮設建物等を使用している場合

- 平成29年10月1日時点で仮設建物や他の施設を使用している機関については、当該施設を調査対象とし、被災により同時点で使用していない施設については調査票の提出は不要とする。

なお、他の施設を使用している場合は、原則当該施設を所有する機関に計上すること。

所有する機関が本調査対象外である場合は、当該施設を使用している機関に計上すること。

- 以上の他、調査票提出に当たって疑義がある場合は、本件連絡先まで連絡すること。

### ○前回調査からの変更点

- 前回調査の様式0（フォローアップ調査全機関数調査票）に記入していた公私立学校等及び公立社会教育施設等の全機関数の内容については、各様式1に記入するよう変更している。
- 今回調査より、校舎や体育館等の建物種別ごとの調査を取りやめ（様式1-5を廃止）、学校種別ごとの情報のみを記入する様式1-4のみを提出するよう変更している。
- 公立大学法人については、地方独立行政法人法の一部改正により、公立大学法人が設置する大学に、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園又は専修学校を附属させて設置することができることとなったため、大学附属の学校（専修学校を除く）は、様式1-1Bに記入するよう変更している。

## (1) 様式 1-1A~1-10

### ●吹き付けアスベスト等対策状況フォローアップ調査票

#### ○記入内容

##### ■ 担当者情報全機関数

- ・機関名、所属名、担当者名、連絡先（電話）、E-mail について記入する。

##### ■ 全機関数

- ・別表において域内取りまとめとしている機関について、各都道府県において把握している他の調査結果や前年度からの増減数等を基に、（吹き付けアスベスト等の保有の有無に関わらず）本調査対象の全機関数を記入すること。なお、別表において文部科学省が直接取りまとめることとしている機関は、記入不要。
- ・前回調査より50機関以上の増減がある場合は、提出する際のメール本文に主な増減理由を記載すること。
- ・調査時点で未使用かつ、今後も使用する予定のない社会教育施設等は、調査対象外とする。
- ・調査時点で休校中の学校については、調査対象とする。

##### ■ 調査未完了機関数

- ・平成17年から、これまで使用実態調査を一度も実施していない機関数を記入する。  
（所管変更等により調査対象となった機関についても、これまでの使用実態調査等の実施状況について確認をすること。）
- ・過去に使用実態調査を実施済みの機関が再調査を行う場合や、改修や取壊し工事の着手前の調査を行う場合は、調査未完了機関に該当しない。

##### ■ 吹き付けアスベスト保有実態

- ・調査対象機関は、吹き付けアスベスト等の保有実態について、次の調査区分①～④ごとに機関数、室数・室面積(日常利用室、その他諸室)及び通路部分面積を記入すること。
- ・平成29年10月1日時点で、吹き付けアスベスト等の「除去」等の対策工事を行っているもののうち、工事が完了していない場合は調査区分①～④の該当項目に計上する。

#### 調査区分① 吹き付けアスベスト等があるもの

吹き付けアスベスト等が使用されている室・通路部分を有する機関数、その室数<sup>\*1</sup>並びにその室及び通路部分のそれぞれの床面積<sup>\*1</sup>（日常利用室、その他諸室）の合計を記入すること。

#### 調査区分② 措置済み状態にあるもの

調査区分①のうち、封じ込め状態<sup>\*2</sup>または囲い込み状態<sup>\*3</sup>（以下「措置済み状態」という。）にある室・通路部分を有する機関数<sup>\*4</sup>及びその室数並びにその室及び通路部分のそれぞれの床面積<sup>\*1</sup>の合計を記入すること。

#### 調査区分③ 損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散による、ばく露のおそれがないもの

調査区分①のうち、措置済み状態ではないが、吹き付けアスベスト等の損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散による、ばく露のおそれがない室・通路部分を有する機関数<sup>\*4</sup>及びその室数並びにその室及び通路部分のそれぞれの床面積<sup>\*1</sup>の合計を記入すること。

※前回の調査で調査区分③と判断していても、経年による劣化・損傷等により、ばく露の恐れがある状態に変化している可能性があるため、参考を参照の上、適切に判断すること。

#### 調査区分④ 損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれがあるもの

調査区分①のうち、措置済み状態ではなく、吹き付けアスベスト等の損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれがある室・通路部分を有する機関数<sup>\*4</sup>及びその室数並びにその室及び通路部分のそれぞれの床面積<sup>\*1</sup>の合計を記入すること。

本区分に該当があると回答した場合、文部科学省において、直接個別に取りまとめる機関については機関名が公表されることに留意すること。

※調査区分④の判断基準については、参考を参照すること。

- \* 1 : [①の室数、面積] = [②の室数、面積] + [③の室数、面積] + [④の室数、面積]  
面積は、小数点以下は四捨五入とし、1㎡単位で記入する。
- \* 2 : 吹き付け石綿等をそのまま残し、薬剤等によりアスベスト等の表層等を固着化して粉じんが飛散しない状態。
- \* 3 : 吹き付け石綿等が使用空間に露出しないように壁、天井等で完全に覆い、粉じんが飛散しない状態。
- \* 4 : 調査区分②～④の機関数は、該当する室又は通路部分を有する場合、それぞれ機関数を記入すること。

## (2) 様式2

### ● 調査区分④(ばく露のおそれがあるもの)の対応状況等調査票

#### ■ 対象機関

今回の調査において、調査区分④がある場合に作成すること。

(「5. 提出する調査票」を参照)

#### ■ 記載事項 (詳細は様式2の「記入上の留意事項」を参照)

調査区分④の対応状況、公表状況、公表予定状況を記入すること。

※ 調査区分④に該当があると回答した場合、文部科学省において、直接個別に取りまとめる機関については機関名が公表されることに留意すること。

## (3) 様式3

### ● 調査区分④(ばく露のおそれがあるもの)の対策進捗状況等調査票

#### ■ 対象機関

平成28年10月1日時点の調査結果において、調査区分④に計上していた機関及び今回の調査において、新たに調査区分④に計上した機関について作成すること。

#### ■ 記載内容 (詳細は様式3の「記入上の留意事項」を参照)

##### ・変動要因について

平成28年10月1日時点における調査区分④の機関数から、平成29年10月1日時点における今回調査報告の調査区分④の機関数の変動要因等を記入すること。

##### ・対策完了予定時期について

平成29年10月1日時点において、調査区分④の対策が未完了の場合に記入すること。対策完了予定時期と未対策の理由ごとに機関数を記入すること。

※対策完了時期の年月ごとに記入する。

※同一理由の機関がある場合は、理由の後に機関数を記入する。

(記入例)

完了予定時期	機関数	理由
平成30年3月	4	現在立入禁止の措置としており、平成30年3月までに除去工事をする予定。(3) 改修工事を実施しており、平成30年3月までに除去する予定。(1)

※調査区分④に該当があると回答した場合、文部科学省において、直接個別に取りまとめる機関については機関名が公表されることに留意すること。

#### (4) 様式4

##### ● 使用実態調査未完了機関の対応状況調査票

###### ■ 対象機関

- ・学校施設等の吹き付けアスベスト等使用実態調査が、平成28年10月1日時点において未完了であった5機関(別紙3)は、使用実態調査の完了状況について作成すること。  
(平成28年10月1日時点で使用実態調査が完了していた機関は提出の必要はない。)

###### ■ 記載内容

###### ・調査の完了状況について

各項目における機関数を記入すること。

###### ・使用実態調査完了予定時期について

平成29年10月1日時点において、使用実態調査が未完了の場合に記入すること。

完了予定時期と未完了の理由ごとに機関数を記入すること。

※調査完了時期の年月ごとに記入する。

※同一理由の機関がある場合は、理由の後に機関数を記入する。

(記入例)

完了予定時期	機関数	理由
平成29年12月	3	冬季休業時に調査を行う予定。(1) 公共施設全体調査を一斉に実施する計画のため。(2)

完了予定時期が平成30年度以降または未定の機関がある場合は、以下の表に記入すること。

(記入例)

完了予定時期	設置者名	機関名
平成31年3月	〇〇市	〇〇学校

## 調査対象機関・調査票・提出先等

○平成27年度より、文部科学省の提出先は、全て施設企画課ですので間違いのないようにしてください。(市町村及び私立学校(大学を除く)等については前回同様、都道府県の取りまとめ担当課に提出してください。)

○調査票の提出方法は、原則メールです(エクセルデータで提出すること)。

## ■文部科学省提出先■

施設企画課指導第二係代表アドレス：shisetulead-2@mext.go.jp

※メールの件名、エクセルデータ名は

「フォローアップ調査【調査対象機関名(〇〇県/個別の機関名)】」としてください。

例：フォローアップ調査【公立幼稚園(〇〇県)】

フォローアップ調査【私立大学(〇〇大学)】

文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課指導第二係

〒100-8959 東京都千代田区霞ヶ関3-2-2

電話：03-6734-2292(直通) / FAX：03-6734-3690

調査対象機関	調査票	提出先
<b>都道府県知事部局</b>		
・私立幼稚園 ※学校設置会社立の学校含む	様式1-6A	都道府県知事部局 (域内取りまとめ) ↓ 都道府県知事部局から 施設企画課へ提出
・私立幼保連携型認定こども園 ※学校設置会社立の学校含む	様式1-6B	
・私立小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校 ※学校設置会社立の学校含む	様式1-4A	
・専修学校、各種学校(域内の国・公・私立) ※国公立大学法人立、学校設置会社立の学校含む	様式1-4B	
<b>都道府県教育委員会</b>		
・公立幼稚園 (都道府県立、市区町村立) ※公立大学法人が設置する大学の附属学校を除く	様式1-6A	都道府県教育委員会 (域内取りまとめ) ↓ 都道府県教育委員会から 施設企画課へ提出
・公立幼保連携型認定こども園 (都道府県立、市区町村立) ※公立大学法人が設置する大学の附属学校を除く	様式1-6B	
・公立小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校 (都道府県立、市区町村立) ※公立大学法人が設置する大学の附属学校を除く	様式1-4A	
・公立学校関係施設(共同調理場)	様式1-4A	
・公立学校関係施設(教育研修センター)	様式1-4A	
・公立学校関係施設(教育支援センター)	様式1-4A	
・公立学校関係施設(教職員宿舎、その他施設) (都道府県立、市区町村立)	様式1-4A	
・公立高等専門学校 (都道府県立、市区町村立) ※公立大学法人立を含む ※大学等に含めて回答する場合は、高専のみの回答は不要	様式1-2B	
・公立社会教育施設 (都道府県立、市区町村立)	様式1-7	
・公立社会体育施設 (都道府県立、市区町村立)	様式1-8	
・公立文化施設(文化会館) (都道府県立、市区町村立)	様式1-9	
・公立文化施設(文化財保存施設) (都道府県立、市区町村立)	様式1-9	

調査対象機関	調査票		提出先
<b>共済組合類型の法人</b>			
・ 公立学校共済組合	様式1-10	様式2~4	法人から施設企画課へ提出 (文部科学省とりまとめ)
・ 日本私立学校振興・共済事業団			
<b>国公立大学</b>			
・ 国立大学 ※附属学校を含む	様式1-1A, B	様式2~4	大学から施設企画課へ提出 (文部科学省とりまとめ)
・ 公立大学 (公立大学法人を含む) ※公立大学法人が設置する大学の附属学校を含む	様式1-1A, B		
・ 私立大学 (沖縄科学技術大学院大学を含む) ※学校設置会社立の学校含む	様式1-1A		
・ 放送大学	様式1-1A		
<b>私立高等専門学校</b>			
・ 私立高等専門学校 ※学校設置会社立の学校含む	様式1-2A	様式2~4	法人から施設企画課へ提出 (文部科学省とりまとめ)
<b>大学共同利用機関法人</b>			
・ 人間文化研究機構	様式1-3	様式2~4	法人から施設企画課へ提出 (文部科学省とりまとめ)
・ 情報・システム研究機構			
・ 自然科学研究機構			
・ 高エネルギー加速器研究機構			
<b>国立研究開発法人</b>			
・ 物質・材料研究機構	様式1-10	様式2~4	法人から施設企画課へ提出 (文部科学省とりまとめ)
・ 防災科学技術研究所			
・ 量子科学技術研究開発機構			
・ 科学技術振興機構			
・ 理化学研究所			
・ 宇宙航空研究開発機構			
・ 海洋研究開発機構			
・ 日本原子力研究開発機構			
<b>独立行政法人等</b>			
・ 国立特別支援教育総合研究所	様式1-10	様式2~4	法人から施設企画課へ提出 (文部科学省とりまとめ)
・ 大学入試センター			
・ 国立青少年教育振興機構			
・ 国立女性教育会館			
・ 国立科学博物館			
・ 国立美術館			
・ 国立文化財機構			
・ 教職員支援機構			
・ 日本学術振興会			
・ 日本スポーツ振興センター			
・ 日本芸術文化振興会			
・ 日本学生支援機構			
・ 国立高等専門学校機構			
・ 大学改革支援・学位授与機構	様式1-10		

担当者情報	機関名	
	所属名	
	担当者名	
	連絡先(電話)	
	E-mail	

吹き付けアスベスト等対策状況フォローアップ調査票

面積単位 : m<sup>2</sup>

機関種別	全機関数	調査 未完了 機関数	左記①のうち、措置済状態でないもの															
			①吹き付けアスベスト等があるもの				②左記①のうち、措置済状態にあるもの				③損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれがないもの				④損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれがあるもの			
			機関数 (室面積)	室数		通路部分 面積	機関数 (室面積)	室数		通路部分 面積	機関数 (室面積)	室数		通路部分 面積	機関数 (室面積)	室数		通路部分 面積
日常 利用室 (室面積)	その他の 諸室 (室面積)	日常 利用室 (室面積)		その他の 諸室 (室面積)	日常 利用室 (室面積)			その他の 諸室 (室面積)	日常 利用室 (室面積)			その他の 諸室 (室面積)						
1. 大学	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)
計	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)

【記入上の留意事項】

- ※1 平成29年10月1日時点で仮設建物や他の施設を使用している機関については、当該施設を調査対象とし、被災により同時点で使用していない施設については調査票の提出は不要。なお、他の施設を使用している場合は、原則当該施設を所有する機関に計上。また、所有する機関が本調査対象外である場合は、当該施設を使用している機関に計上。
- ※2 平成29年10月1日時点での吹き付けアスベスト等の保有の有無に関わらず、前年度調査(平成28年10月1日時点フォローアップ調査)において調査区分④を計上していた機関は、様式3を提出すること。
- ※3 「大学」には、校舎、体育館、学生寄宿舎、職員宿舎、附属病院及び船舶を含む。なお、「船舶」とは、総トン数20トン以上をいう。ただし、「船舶」の隻数・面積は「計」の欄には加えない。
- ※4 「調査未完了機関」とは、平成17年から、これまで使用実態調査を一度も実施していない機関である。過去に使用実態調査を実施済みの機関が再調査を行う場合や、改修や取壊し工事の着手前の調査を行う場合は調査未完了機関に該当しない。
- ※5 「日常利用室」とは、施設利用者又は職員が常時使用(出入り)する場所をいう。
- ※6 「その他の諸室」とは、日常利用室及び通路部分以外をいう。
- ※7 「通路部分」とは、廊下、階段、玄関ホール、昇降口その他これらに類するものをいう。
- ※8 面積は、小数点以下を四捨五入し、1m<sup>2</sup>単位で記入する。
- ※9 ①の「機関数」は、②、③、④の「機関数」の単純合計とならないことに注意すること。  
例)一つの機関で②、③、④に複数該当がある場合、①に②+③+④の機関数を記入すると、重複計上になる。

様式1-1A  
(国公立大学用)

担当者情報	機関名	
	所属名	
	担当者名	
	連絡先(電話)	
	E-mail	

吹き付けアスベスト等対策状況フォローアップ調査票

面積単位 : m<sup>2</sup>

機関種別	全機関数	調査 未完了 機関数	左記①のうち、措置済状態でないもの															
			①吹き付けアスベスト等があるもの				②左記①のうち、措置済状態にあるもの				③損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれがないもの				④損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれがあるもの			
			機関数 (室面積)	室数		通路 部分 面積	機関数 (室面積)	室数		通路 部分 面積	機関数 (室面積)	室数		通路 部分 面積	機関数 (室面積)	室数		通路 部分 面積
日常 利用室 (室面積)	その他の 諸室 (室面積)	日常 利用室 (室面積)		その他の 諸室 (室面積)	日常 利用室 (室面積)			その他の 諸室 (室面積)	日常 利用室 (室面積)			その他の 諸室 (室面積)						
2. 幼稚園	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)
3. 幼保連携型 認定こども園	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)
4. 小学校	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)
5. 中学校	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)
6. 義務教育学校	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)
7. 高等学校	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)
8. 中等教育学校	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)
9. 特別支援学校	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)
計	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)

【記入上の留意事項】

- ※1 平成29年10月1日時点で仮設建物や他の施設を使用している機関については、当該施設を調査対象とし、被災により同時点で使用していない施設については調査票の提出は不要。なお、他の施設を使用している場合は、原則当該施設を所有する機関に計上。また、所有する機関が本調査対象外である場合は、当該施設を使用している機関に計上。
- ※2 平成29年10月1日時点での吹き付けアスベスト等の保有の有無に関わらず、前年度調査(平成28年10月1日時点フォローアップ調査)において調査区分④を計上していた機関は、様式3を提出すること。
- ※3 「幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校」には、校舎、体育館を含む。
- ※4 「調査未完了機関」とは、平成17年から、これまで使用実態調査を一度も実施していない機関である。過去に使用実態調査を実施済みの機関が再調査を行う場合や、改修や取壊し工事の着手前の調査を行う場合は調査未完了機関に該当しない。
- ※5 「日常利用室」とは、施設利用者又は職員が常時使用(出入り)する場所をいう。
- ※6 「その他の諸室」とは、日常利用室及び通路部分以外をいう。
- ※7 「通路部分」とは、廊下、階段、玄関ホール、昇降口その他これらに類するものをいう。
- ※8 面積は、小数点以下を四捨五入し、1m<sup>2</sup>単位で記入する。
- ※9 ①の「機関数」は、②、③、④の「機関数」の単純合計としないことに注意すること。  
例)一つの機関で②、③、④に複数該当がある場合、①に②+③+④の機関数を記入すると、重複計上になる。
- ※10 公立大学法人が設置する大学の附属学校(幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園)については、本様式に記入すること。

様式1-1B  
(国公立大学用)

担当者情報	機関名	
	所属名	
	担当者名	
	連絡先(電話)	
	E-mail	

吹き付けアスベスト等対策状況フォローアップ調査票

面積単位 : m<sup>2</sup>

機関種別	全機関数	調査 未完了 機関数	左記①のうち、措置済状態でないもの															
			①吹付けアスベスト等があるもの				②左記①のうち、措置済状態にあるもの				③損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれがないもの				④損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれがあるもの			
			機関数 (室面積)	室数		通路 部分 面積	機関数 (室面積)	室数		通路 部分 面積	機関数 (室面積)	室数		通路 部分 面積	機関数 (室面積)	室数		通路 部分 面積
高等専門学校	0	0		0 (0)	0 (0)			0 (0)	- (0)			0 (0)	0 (0)			0 (0)	- (0)	
計	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)

【記入上の留意事項】

- ※1 平成29年10月1日時点で仮設建物や他の施設を使用している機関については、当該施設を調査対象とし、被災により同時点で使用していない施設については調査票の提出は不要。なお、他の施設を使用している場合は、原則当該施設を所有する機関に計上。また、所有する機関が本調査対象外である場合は、当該施設を使用している機関に計上。
- ※2 平成29年10月1日時点での吹き付けアスベスト等の保有の有無に関わらず、前年度調査(平成28年10月1日時点フォローアップ調査)において調査区分④を計上していた機関は、様式3を提出すること。
- ※3 「高等専門学校」には、校舎、体育館、学生寄宿舎、職員宿舎及び船舶を含む。なお、「船舶」とは、総トン数20トン以上をいう。ただし、「船舶」の隻数・面積は「計」の欄には加えない。
- ※4 「調査未完了機関」とは、平成17年から、これまで使用実態調査を一度も実施していない機関である。過去に使用実態調査を実施済みの機関が再調査を行う場合や、改修や取壊し工事の着手前の調査を行う場合は調査未完了機関に該当しない。
- ※5 「日常利用室」とは、施設利用者又は職員が常時使用(出入り)する場所をいう。
- ※6 「その他の諸室」とは、日常利用室及び通路部分以外をいう。
- ※7 「通路部分」とは、廊下、階段、玄関ホール、昇降口その他これらに類するものをいう。
- ※8 面積は、小数点以下を四捨五入し、1m<sup>2</sup>単位で記入する。
- ※9 ①の「機関数」は、②、③、④の「機関数」の単純合計とならないことに注意すること。  
例)一つの機関で②、③、④に複数該当がある場合、①に②+③+④の機関数を記入すると、重複計上になる。

様式1-2A  
(国私立高等専門学校用)

担当者情報	機関名	
	所属名	
	担当者名	
	連絡先(電話)	
	E-mail	

都道府県名

吹き付けアスベスト等対策状況フォローアップ調査票

面積単位 : m<sup>2</sup>

機関種別	全機関数	調査 未完了 機関数	左記①のうち、措置済状態でないもの															
			①吹付けアスベスト等があるもの				②左記①のうち、措置済状態にあるもの				③損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれがないもの				④損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれがあるもの			
			機関数 (室面積)	室数		通路 部分 面積	機関数 (室面積)	室数		通路 部分 面積	機関数 (室面積)	室数		通路 部分 面積	機関数 (室面積)	室数		通路 部分 面積
高等専門学校	0	0		0 (0)	0 (0)			0 (0)	- (0)			0 (0)	0 (0)			0 (0)	- (0)	
計	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)

【記入上の留意事項】

- ※1 平成29年10月1日時点で仮設建物や他の施設を使用している機関については、当該施設を調査対象とし、被災により同時点で使用していない施設については調査票の提出は不要。なお、他の施設を使用している場合は、原則当該施設を所有する機関に計上。また、所有する機関が本調査対象外である場合は、当該施設を使用している機関に計上。
- ※2 平成29年10月1日時点での吹き付けアスベスト等の保有の有無に関わらず、前年度調査(平成28年10月1日時点フォローアップ調査)において調査区分④を計上していた機関は、様式3を提出すること。
- ※3 「高等専門学校」には、校舎、体育館、学生寄宿舎、職員宿舎及び船舶を含む。なお、「船舶」とは、総トン数20トン以上をいう。ただし、「船舶」の隻数・面積は「計」の欄には加えない。
- ※4 「調査未完了機関」とは、平成17年から、これまで使用実態調査を一度も実施していない機関である。過去に使用実態調査を実施済みの機関が再調査を行う場合や、改修や取壊し工事の着手前の調査を行う場合は調査未完了機関に該当しない。
- ※5 「日常利用室」とは、施設利用者又は職員が常時使用(出入り)する場所をいう。
- ※6 「その他の諸室」とは、日常利用室及び通路部分以外をいう。
- ※7 「通路部分」とは、廊下、階段、玄関ホール、昇降口その他これらに類するものをいう。
- ※8 面積は、小数点以下を四捨五入し、1m<sup>2</sup>単位で記入する。
- ※9 ①の「機関数」は、②、③、④の「機関数」の単純合計とならないことに注意すること。  
例)一つの機関で②、③、④に複数該当がある場合、①に②+③+④の機関数を記入すると、重複計上になる。

様式1-2B  
(公立高等専門学校用)  
※都道府県取りまとめ用

担当者情報	機関名	
	所属名	
	担当者名	
	連絡先(電話)	
	E-mail	

吹き付けアスベスト等対策状況フォローアップ調査票

面積単位 : m<sup>2</sup>

機関種別	全機関数	調査未完了機関数	左記①のうち、措置済状態でないもの															
			①吹き付けアスベスト等があるもの				②左記①のうち、措置済状態にあるもの				③損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれがないもの				④損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれがあるもの			
			機関数 (室面積)	室数		通路部分面積	機関数 (室面積)	室数		通路部分面積	機関数 (室面積)	室数		通路部分面積	機関数 (室面積)	室数		通路部分面積
日常利用室 (室面積)	その他の諸室 (室面積)	日常利用室 (室面積)		その他の諸室 (室面積)	日常利用室 (室面積)			その他の諸室 (室面積)	日常利用室 (室面積)			その他の諸室 (室面積)						
研究所等	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)
計	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)

【記入上の留意事項】

- ※1 平成29年10月1日時点で仮設建物や他の施設を使用している機関については、当該施設を調査対象とし、被災により同時点で使用していない施設については調査票の提出は不要。なお、他の施設を使用している場合は、原則当該施設を所有する機関に計上。また、所有する機関が本調査対象外である場合は、当該施設を使用している機関に計上。
- ※2 平成29年10月1日時点での吹き付けアスベスト等の保有の有無に関わらず、前年度調査(平成28年10月1日時点フォローアップ調査)において調査区分④を計上していた機関は、様式3を提出すること。
- ※3 「研究所等」には、建物、寄宿舎、職員用宿舎及び船舶を含む。なお、「船舶」とは、総トン数20トン以上をいう。ただし、「船舶」の隻数・面積は「計」の欄には加えない。
- ※4 「調査未完了機関」とは、平成17年から、これまで使用実態調査を一度も実施していない機関である。過去に使用実態調査を実施済みの機関が再調査を行う場合や、改修や取壊し工事の着手前の調査を行う場合は調査未完了機関に該当しない。
- ※5 「日常利用室」とは、施設利用者又は職員が常時使用(出入り)する場所をいう。
- ※6 「その他の諸室」とは、日常利用室及び通路部分以外をいう。
- ※7 「通路部分」とは、廊下、階段、玄関ホール、昇降口その他これらに類するものをいう。
- ※8 面積は、小数点以下を四捨五入し、1m<sup>2</sup>単位で記入する。
- ※9 ①の「機関数」は、②、③、④の「機関数」の単純合計とならないことに注意すること。  
例)一つの機関で②、③、④に複数該当がある場合、①に②+③+④の機関数を記入すると、重複計上になる。

様式1-3  
(大学共同利用機関用)

担当者情報	機関名	
	所属名	
	担当者名	
	連絡先(電話)	
	E-mail	

都道府県名

吹き付けアスベスト等対策状況フォローアップ調査票

面積単位 : m<sup>2</sup>

機関種別	全機関数	調査 未完了 機関数	①吹き付けアスベスト等があるもの				②左記①のうち、措置済状態にあるもの				左記①のうち、措置済状態でないもの				④損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれがあるもの			
			機関数 (室面積)	室数		通路部分 面積	機関数 (室面積)	室数		通路部分 面積	機関数 (室面積)	室数		通路部分 面積	機関数 (室面積)	室数		通路部分 面積
				日常 利用室 (室面積)	その他の 諸室 (室面積)			日常 利用室 (室面積)	その他の 諸室 (室面積)			日常 利用室 (室面積)	その他の 諸室 (室面積)			日常 利用室 (室面積)	その他の 諸室 (室面積)	
小学校	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)
中学校	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)
義務教育学校	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)
高等学校	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)
中等教育学校	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)
特別支援学校	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)
小計	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)
共同調理場 (学校敷地外にあるもの)	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)
教育研修センター	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)
教育支援センター (適応指導教室)	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)
教職員宿舎	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)
その他施設	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)
小計	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)
計	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)

【記入上の留意事項】

- ※1 平成29年10月1日時点で仮設建物や他の施設を使用している機関については、当該施設を調査対象とし、被災により同時点で使用していない施設については調査票の提出は不要。なお、他の施設を使用している場合は、原則当該施設を所有する機関に計上。また、所有する機関が本調査対象外である場合は、当該施設を使用している機関に計上。
- ※2 平成29年10月1日時点での吹き付けアスベスト等の保有の有無に関わらず、前年度調査(平成28年10月1日時点フォローアップ調査)において調査区分④を計上していた機関は、様式3を提出すること。
- ※3 私立学校については、調査対象は域内の株式会社立の学校を含むことに注意すること。
- ※4 「調査未完了機関」とは、平成17年から、これまで使用実態調査を一度も実施していない機関である。過去に使用実態調査を実施済みの機関が再調査を行う場合や、改修や取壊し工事の着手前の調査を行う場合は調査未完了機関に該当しない。
- ※5 「日常利用室」とは、施設利用者又は職員が常時使用(出入り)する場所をいう。
- ※6 「その他の諸室」とは、日常利用室及び通路部分以外をいう。
- ※7 「通路部分」とは、廊下、階段、玄関ホール、昇降口その他これらに類するものをいう。
- ※8 面積は、小数点以下を四捨五入し、1m<sup>2</sup>単位で記入する。
- ※9 ①の「機関数」は、②、③、④の「機関数」の単純合計とならないことに注意すること。  
例)一つの機関で②、③、④に複数該当がある場合、①に②+③+④の機関数を記入すると、重複計上になる。
- ※10 公立大学法人が設置する大学の附属学校(小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校)については、様式1-1Bに記入すること。

様式1-4A  
(公立学校・私立学校関係施設)  
※都道府県取りまとめ用

担当者情報	機関名	
	所属名	
	担当者名	
	連絡先(電話)	
	E-mail	

都道府県名

吹き付けアスベスト等対策状況フォローアップ調査票

面積単位 : m<sup>2</sup>

機関種別	全機関数	調査未完了機関数	左記①のうち、措置済状態でないもの															
			①吹き付けアスベスト等があるもの				②左記①のうち、措置済状態にあるもの				③損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれがないもの				④損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれがあるもの			
			機関数 (室面積)	室数		通路部分面積	機関数 (室面積)	室数		通路部分面積	機関数 (室面積)	室数		通路部分面積	機関数 (室面積)	室数		通路部分面積
日常利用室 (室面積)	その他の諸室 (室面積)	日常利用室 (室面積)		その他の諸室 (室面積)	日常利用室 (室面積)			その他の諸室 (室面積)	日常利用室 (室面積)			その他の諸室 (室面積)						
専修学校	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)
各種学校	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)
計	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)

【記入上の留意事項】

- ※1 平成29年10月1日時点で仮設建物や他の施設を使用している機関については、当該施設を調査対象とし、被災により同時点で使用していない施設については調査票の提出は不要。なお、他の施設を使用している場合は、原則当該施設を所有する機関に計上。また、所有する機関が本調査対象外である場合は、当該施設を使用している機関に計上。
- ※2 平成29年10月1日時点での吹き付けアスベスト等の保有の有無に関わらず、前年度調査(平成28年10月1日時点フォローアップ調査)において調査区分④を計上していた機関は、様式3を提出すること。
- ※3 調査対象は域内の国・公・私立の学校の合計であることに注意すること。
- ※4 「調査未完了機関」とは、平成17年から、これまで使用実態調査を一度も実施していない機関である。過去に使用実態調査を実施済みの機関が再調査を行う場合や、改修や取壊し工事の着手前の調査を行う場合は調査未完了機関に該当しない。
- ※5 「日常利用室」とは、施設利用者又は職員が常時使用(出入り)する場所をいう。
- ※6 「その他の諸室」とは、日常利用室及び通路部分以外をいう。
- ※7 「通路部分」とは、廊下、階段、玄関ホール、昇降口その他これらに類するものをいう。
- ※8 面積は、小数点以下を四捨五入し、1m<sup>2</sup>単位で記入する。
- ※9 ①の「機関数」は、②、③、④の「機関数」の単純合計とならないことに注意すること。  
例)一つの機関で②、③、④に複数該当がある場合、①に②+③+④の機関数を記入すると、重複計上になる。

様式1-4B  
(専修学校・各種学校(国公立))  
※都道府県取りまとめ用

様式1-5  
(欠番)

担当者情報	機関名	
	所属名	
	担当者名	
	連絡先(電話)	
	E-mail	

都道府県名

吹き付けアスベスト等対策状況フォローアップ調査票

面積単位 : m<sup>2</sup>

機関種別	全機関数	調査 未完了 機関数	①吹き付けアスベスト等があるもの			②左記①のうち、措置済 状態にあるもの			左記①のうち、措置済状態でないもの									
			機関数 (室面積)	室数		通路 部分 面積	機関数 (室面積)	室数		機関数 (室面積)	室数		機関数 (室面積)	室数		通路 部分 面積		
				日常 利用室 (室面積)	その 他の 諸室 (室面積)			日常 利用室 (室面積)	その 他の 諸室 (室面積)		日常 利用室 (室面積)	その 他の 諸室 (室面積)		日常 利用室 (室面積)	その 他の 諸室 (室面積)			
公立幼稚園	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)
私立幼稚園	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)
計	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)

【記入上の留意事項】

- ※1 平成29年10月1日時点で仮設建物や他の施設を使用している機関については、当該施設を調査対象とし、被災により同時点で使用していない施設については調査票の提出は不要。なお、他の施設を使用している場合は、原則当該施設を所有する機関に計上。また、所有する機関が本調査対象外である場合は、当該施設を使用している機関に計上。
- ※2 平成29年10月1日時点での吹き付けアスベスト等の保有の有無に関わらず、前年度調査(平成28年10月1日時点フォローアップ調査)において調査区分④を計上していた機関は、様式3を提出すること。
- ※3 学校教育法第一条に規定する幼稚園をいう。
- ※4 「調査未完了機関」とは、平成17年から、これまで使用実態調査を一度も実施していない機関である。過去に使用実態調査を実施済みの機関が再調査を行う場合や、改修や取壊し工事の着手前の調査を行う場合は調査未完了機関に該当しない。
- ※5 「日常利用室」とは、施設利用者又は職員が常時使用(出入り)する場所をいう。
- ※6 「その他の諸室」とは、日常利用室及び通路部分以外をいう。
- ※7 「通路部分」とは、廊下、階段、玄関ホール、昇降口その他これらに類するものをいう。
- ※8 面積は、小数点以下を四捨五入し、1m<sup>2</sup>単位で記入する。
- ※9 ①の「機関数」は、②、③、④の「機関数」の単純合計とならないことに注意すること。  
例)一つの機関で②、③、④に複数該当がある場合、①に②+③+④の機関数を記入すると、重複計上になる。
- ※10 公立大学法人が設置する大学の附属幼稚園については、様式1-1Bに記入すること。

様式1-6A  
(公立幼稚園)  
※都道府県取りまとめ用

担当者情報	機関名	
	所属名	
	担当者名	
	連絡先(電話)	
	E-mail	

都道府県名

吹き付けアスベスト等対策状況フォローアップ調査票

面積単位 : m<sup>2</sup>

機関種別	全機関数	調査 未完了 機関数	①吹き付けアスベスト等があるもの			②左記①のうち、措置済 状態にあるもの			左記①のうち、措置済状態でないもの									
			機関数 (室面積)	室数		通路 部分 面積	機関数 (室面積)	室数		機関数 (室面積)	室数		機関数 (室面積)	室数		通路 部分 面積		
				日常 利用室 (室面積)	その 他の 諸室 (室面積)			日常 利用室 (室面積)	その 他の 諸室 (室面積)		日常 利用室 (室面積)	その 他の 諸室 (室面積)		日常 利用室 (室面積)	その 他の 諸室 (室面積)			
公立幼保認定型 認定こども園	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)
私立幼保認定型 認定こども園	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)
計	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)

【記入上の留意事項】

- ※1 平成29年10月1日時点で仮設建物や他の施設を使用している機関については、当該施設を調査対象とし、被災により同時点で使用していない施設については調査票の提出は不要。なお、他の施設を使用している場合は、原則当該施設を所有する機関に計上。また、所有する機関が本調査対象外である場合は、当該施設を使用している機関に計上。
- ※2 平成29年10月1日時点での吹き付けアスベスト等の保有の有無に関わらず、前年度調査(平成28年10月1日時点フォローアップ調査)において調査区分④を計上していた機関は、様式3を提出すること。
- ※3 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。
- ※4 「調査未完了機関」とは、平成17年から、これまで使用実態調査を一度も実施していない機関である。過去に使用実態調査を実施済みの機関が再調査を行う場合や、改修や取壊し工事の着手前の調査を行う場合は調査未完了機関に該当しない。
- ※5 「日常利用室」とは、施設利用者又は職員が常時使用(出入り)する場所をいう。
- ※6 「その他の諸室」とは、日常利用室及び通路部分以外をいう。
- ※7 「通路部分」とは、廊下、階段、玄関ホール、昇降口その他これらに類するものをいう。
- ※8 面積は、小数点以下を四捨五入し、1m<sup>2</sup>単位で記入する。
- ※9 ①の「機関数」は、②、③、④の「機関数」の単純合計とならないことに注意すること。  
例)一つの機関で②、③、④に複数該当がある場合、①に②+③+④の機関数を記入すると、重複計上になる。
- ※10 公立大学法人が設置する大学の附属幼保連携型認定こども園については、様式1-1Bに記入すること。

様式1-6B  
(公立幼保認定型認定こども園)  
※都道府県取りまとめ用

担当者情報	機関名	
	所属名	
	担当者名	
	連絡先(電話)	
	E-mail	

都道府県名

吹き付けアスベスト等対策状況フォローアップ調査票

面積単位 : m<sup>2</sup>

機関種別	全機関数	調査 未完了 機関数	①吹き付けアスベスト等があるもの				②左記①のうち、措置済 状態にあるもの				左記①のうち、措置済状態でないもの				④損傷、劣化等による石綿等の 粉じんの飛散により、 ばく露のおそれがあるもの			
			③損傷、劣化等による石綿等の 粉じんの飛散により、 ばく露のおそれがないもの			通路 部分 面積	③			通路 部分 面積	④			通路 部分 面積	④			
			機関数 (室面積)	日常 利用室 (室面積)	その他の 諸室 (室面積)		機関数 (室面積)	日常 利用室 (室面積)	その他の 諸室 (室面積)		機関数 (室面積)	日常 利用室 (室面積)	その他の 諸室 (室面積)		機関数 (室面積)	日常 利用室 (室面積)	その他の 諸室 (室面積)	
公民館	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)
図書館	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)
博物館 (相当施設・類似施設を含む)	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)
青少年教育施設	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)
視聴覚センター・ ライブラリー	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)
女性教育会館	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)
地域改善対策 集会所	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)
その他の 社会教育施設	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)
計	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)

【記入上の留意事項】

- ※1 平成29年10月1日時点で仮設建物や他の施設を使用している機関については、当該施設を調査対象とし、被災により同時点で使用していない施設については調査票の提出は不要。  
なお、他の施設を使用している場合は、原則当該施設を所有する機関に計上。また、所有する機関が本調査対象外である場合は、当該施設を使用している機関に計上。
- ※2 平成29年10月1日時点での吹き付けアスベスト等の保有の有無に関わらず、前年度調査(平成28年10月1日時点フォローアップ調査)において調査区分④を計上していた機関は、様式3を提出すること。
- ※3 複合施設における共用部分については、主となる機関に計上するなど、重複のないよう注意すること。
- ※4 「調査未完了機関」とは、平成17年から、これまで使用実態調査を一度も実施していない機関である。過去に使用実態調査を実施済みの機関が再調査を行う場合や、改修や取壊し工事の着手前の調査を行う場合は調査未完了機関に該当しない。
- ※5 「日常利用室」とは、施設利用者又は職員が常時使用(出入り)する場所をいう。
- ※6 「その他の諸室」とは、日常利用室及び通路部分以外をいう。
- ※7 「通路部分」とは、廊下、階段、玄関ホール、昇降口その他これらに類するものをいう。
- ※8 面積は、小数点以下を四捨五入し、1m<sup>2</sup>単位で記入する。
- ※9 ①の「機関数」は、②、③、④の「機関数」の単純合計としないことに注意すること。  
例)一つの機関で②、③、④に複数該当がある場合、①に②+③+④の機関数を記入すると、重複計上になる。

様式1-7  
(公立社会教育施設)  
※都道府県取りまとめ用

担当者情報	機関名	
	所属名	
	担当者名	
	連絡先(電話)	
	E-mail	

都道府県名

吹き付けアスベスト等対策状況フォローアップ調査票

面積単位 : m<sup>2</sup>

機関種別	全機関数	調査 未完了 機関数	①吹き付けアスベスト等があるもの				②左記①のうち、措置済 状態にあるもの				左記①のうち、措置済状態でないもの				④損傷、劣化等による石綿等の 粉じんの飛散により、 ばく露のおそれがあるもの			
			③損傷、劣化等による石綿等の 粉じんの飛散により、 ばく露のおそれがないもの			④損傷、劣化等による石綿等の 粉じんの飛散により、 ばく露のおそれがあるもの												
			機関数 (室面積)	日常 利用室 (室面積)	その他の 諸室 (室面積)	通路 部分 面積	機関数 (室面積)	日常 利用室 (室面積)	その他の 諸室 (室面積)	通路 部分 面積	機関数 (室面積)	日常 利用室 (室面積)	その他の 諸室 (室面積)	通路 部分 面積	機関数 (室面積)	日常 利用室 (室面積)	その他の 諸室 (室面積)	通路 部分 面積
屋外体育施設	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)
体育館	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)
柔剣道場	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)
屋内水泳プール	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)
屋内庭球場	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)
弓道場	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)
トレーニング室	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)
その他の 社会体育施設	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)
計	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)

【記入上の留意事項】

- ※1 平成29年10月1日時点で仮設建物や他の施設を使用している機関については、当該施設を調査対象とし、被災により同時点で使用していない施設については調査票の提出は不要。なお、他の施設を使用している場合は、原則当該施設を所有する機関に計上。また、所有する機関が本調査対象外である場合は、当該施設を使用している機関に計上。
- ※2 平成29年10月1日時点での吹き付けアスベスト等の保有の有無に関わらず、前年度調査(平成28年10月1日時点フォローアップ調査)において調査区分④を計上していた機関は、様式3を提出すること。
- ※3 複合施設における共用部分については、主となる機関に計上するなど、重複のないよう注意すること。
- ※4 「調査未完了機関」とは、平成17年から、これまで使用実態調査を一度も実施していない機関である。過去に使用実態調査を実施済みの機関が再調査を行う場合や、改修や取壊し工事の着手前の調査を行う場合は調査未完了機関に該当しない。
- ※5 「日常利用室」とは、施設利用者又は職員が常時使用(出入り)する場所をいう。
- ※6 「その他の諸室」とは、日常利用室及び通路部分以外をいう。
- ※7 「通路部分」とは、廊下、階段、玄関ホール、昇降口その他これらに類するものをいう。
- ※8 面積は、小数点以下を四捨五入し、1m<sup>2</sup>単位で記入する。
- ※9 ①の「機関数」は、②、③、④の「機関数」の単純合計とならないことに注意すること。  
例)一つの機関で②、③、④に複数該当がある場合、①に②+③+④の機関数を記入すると、重複計上になる。

様式1-8  
(公立社会体育施設)  
※都道府県取りまとめ用

担当者情報	機関名	
	所属名	
	担当者名	
	連絡先(電話)	
	E-mail	

都道府県名

吹き付けアスベスト等対策状況フォローアップ調査票

面積単位 : m<sup>2</sup>

機関種別	全機関数	調査 未完了 機関数	①吹付けアスベスト等があるもの			②左記①のうち、措置済 状態にあるもの			左記①のうち、措置済状態でないもの				④損傷、劣化等による石綿等の 粉じんの飛散により、 ばく露のおそれがあるもの				
			機関数 (室面積)	室数		通路 部分 面積	機関数 (室面積)	室数		機関数 (室面積)	室数		機関数 (室面積)	室数		通路 部分 面積	
				日常 利用室 (室面積)	その他の 諸室 (室面積)			日常 利用室 (室面積)	その他の 諸室 (室面積)		日常 利用室 (室面積)	その他の 諸室 (室面積)		日常 利用室 (室面積)	その他の 諸室 (室面積)		
文化会館	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
文化財保存施設	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
計	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

【記入上の留意事項】

- ※1 平成29年10月1日時点で仮設建物や他の施設を使用している機関については、当該施設を調査対象とし、被災により同時点で使用していない施設については調査票の提出は不要。なお、他の施設を使用している場合は、原則当該施設を所有する機関に計上。また、所有する機関が本調査対象外である場合は、当該施設を使用している機関に計上。
- ※2 平成29年10月1日時点での吹き付けアスベスト等の保有の有無に関わらず、前年度調査(平成28年10月1日時点フォローアップ調査)において調査区分④を計上していた機関は、様式3を提出すること。
- ※3 複合施設における共用部分については、主となる機関に計上するなど、重複のないよう注意すること。
- ※4 「調査未完了機関」とは、平成17年から、これまで使用実態調査を一度も実施していない機関である。過去に使用実態調査を実施済みの機関が再調査を行う場合や、改修や取壊し工事の着手前の調査を行う場合は調査未完了機関に該当しない。
- ※5 「日常利用室」とは、施設利用者又は職員が常時使用(出入り)する場所をいう。
- ※6 「その他の諸室」とは、日常利用室及び通路部分以外をいう。
- ※7 「通路部分」とは、廊下、階段、玄関ホール、昇降口その他これらに類するものをいう。
- ※8 面積は、小数点以下を四捨五入し、1m<sup>2</sup>単位で記入する。
- ※9 ①の「機関数」は、②、③、④の「機関数」の単純合計とならないことに注意すること。  
例)一つの機関で②、③、④に複数該当がある場合、①に②+③+④の機関数を記入すると、重複計上になる。
- ※10 「文化会館」とは、公立の会館(劇場、市民会館、文化センター等)で、座席数300席以上のホールを有するものをいう。  
「文化保存施設」とは、公立の美術工芸品収蔵庫、民族文化財収蔵庫、歴史民俗資料館及び出土品保管施設をいう。

様式1-9  
(公立文化施設)  
※都道府県取りまとめ用

担当者情報	機関名	
	所属名	
	担当者名	
	連絡先(電話)	
	E-mail	

吹き付けアスベスト等対策状況フォローアップ調査票

面積単位 : m<sup>2</sup>

機関種別	全機関数	調査 未完了 機関数	①吹付けアスベスト等があるもの			②左記①のうち、措置済 状態にあるもの			左記①のうち、措置済状態でないもの				④損傷、劣化等による石綿等の 粉じんの飛散により、 ばく露のおそれがあるもの				
			機関数 (室面積)	室数		通路 部分 面積	機関数 (室面積)	室数		機関数 (室面積)	室数		機関数 (室面積)	室数		通路 部分 面積	
				日常 利用室 (室面積)	その他の 諸室 (室面積)			日常 利用室 (室面積)	その他の 諸室 (室面積)		日常 利用室 (室面積)	その他の 諸室 (室面積)		日常 利用室 (室面積)	その他の 諸室 (室面積)		
施設等	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
計	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

【記入上の留意事項】

- ※1 平成29年10月1日時点で仮設建物や他の施設を使用している機関については、当該施設を調査対象とし、被災により同時点で使用していない施設については調査票の提出は不要。なお、他の施設を使用している場合は、原則当該施設を所有する機関に計上。また、所有する機関が本調査対象外である場合は、当該施設を使用している機関に計上。
- ※2 平成29年10月1日時点での吹き付けアスベスト等の保有の有無に関わらず、前年度調査(平成28年10月1日時点フォローアップ調査)において調査区分④を計上していた機関は、様式3を提出すること。
- ※3 「施設等」には、事務棟、実験・研究棟、宿舍(国家公務員宿舎を除く)等及び船舶を含む。なお、「船舶」とは、総トン数20トン以上をいう。ただし、「船舶」の隻数・面積は「計」の欄には加えない。
- ※4 「調査未完了機関」とは、平成17年から、これまで使用実態調査を一度も実施していない機関である。過去に使用実態調査を実施済みの機関が再調査を行う場合や、改修や取壊し工事の着手前の調査を行う場合は調査未完了機関に該当しない。
- ※5 「日常利用室」とは、施設利用者又は職員が常時使用(出入り)する場所をいう。
- ※6 「その他の諸室」とは、日常利用室及び通路部分以外をいう。
- ※7 「通路部分」とは、廊下、階段、玄関ホール、昇降口その他これらに類するものをいう。
- ※8 面積は、小数点以下を四捨五入し、1m<sup>2</sup>単位で記入する。
- ※9 ①の「機関数」は、②、③、④の「機関数」の単純合計とならないことに注意すること。  
例)一つの機関で②、③、④に複数該当がある場合、①に②+③+④の機関数を記入すると、重複計上になる。

様式1-10  
(共済組合類型の法人、独立行政法人、国立研究開発法人用)

担当者情報	機関名	
	所属名	
	担当者名	
	連絡先(電話)	
	E-mail	

## 調査区分④の対応状況等調査票

### 1. 対象機関について

下記A, Bから該当する機関区分にチェックし、Aに該当する場合は都道府県名をBに該当する場合は、機関(学校)名を記入してください。

A	<input type="checkbox"/> 私立幼稚園	
	<input type="checkbox"/> 私立幼保連携型認定こども園	
	<input type="checkbox"/> 私立小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校	
	<input type="checkbox"/> 専修学校、各種学校	
	<input type="checkbox"/> 公立幼稚園	
	<input type="checkbox"/> 公立幼保連携型認定こども園	
	<input type="checkbox"/> 公立小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校	
	<input type="checkbox"/> 公立共同調理場(学校敷地外にあるもの)	
	<input type="checkbox"/> 公立教育研修センター	
	<input type="checkbox"/> 公立教育支援センター(適応指導教室)	
	<input type="checkbox"/> 公立教員宿舎	
	<input type="checkbox"/> 公立社会教育施設	
	<input type="checkbox"/> 公立社会体育施設	
	<input type="checkbox"/> 公立文化施設(文化会館)	
	<input type="checkbox"/> 公立文化施設(文化財保存施設)	
	都道府県名	

B	<input type="checkbox"/> 国立大学
	<input type="checkbox"/> 公立大学(公立大学法人を含む)
	<input type="checkbox"/> 私立高等専門学校
	<input type="checkbox"/> 私立大学(放送大学及び沖縄科学技術大学院大学を含む)
	<input type="checkbox"/> 大学共同利用機関法人
	<input type="checkbox"/> 共済組合類型の法人、独立行政法人、国立研究開発法人
機関(学校)名	

### 2. 対象状況について

主な対応状況(※1)	機関数(※2)
使用禁止・立入制限等の応急対策を実施済み	
対策工事中(※3)	
合計(※4)	

### 3. 公表状況について

公表状況	機関数(※2)
既に機関名等を公表	
機関名等を公表予定	
合計	

#### 【記入上の留意事項】

- ※1 「2. 対応状況について」の「主な対応状況」欄で、両方に該当する場合は「使用禁止・立入制限等の応急対策を実施済み」に計上すること。
- ※2 「1. 対象機関について」のうち、Bグループに該当する機関については、「機関数」欄の該当する項目に「○」印を記入すること。
- ※3 工事に着手してなくても、平成29年10月1日時点で工事の契約済みのものは「対策工事中」として計上すること。
- ※4 機関数の「合計」については、様式1-1A~1-10における調査区分④(ばく露のおそれのある機関)数と一致しているか確認すること。

担当者情報	機関名	
	所属名	
	担当者名	
	連絡先(電話)	
	E-mail	

## 調査区分④の対策進捗状況等調査票

### 1. 対象機関について

下記A, Bから該当する機関区分にチェックし、Aに該当する場合は都道府県名をBに該当する場合は、機関(学校)名を記入してください。

A	<input type="checkbox"/>	私立幼稚園	
	<input type="checkbox"/>	私立幼保連携型認定こども園	
	<input type="checkbox"/>	私立小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校	
	<input type="checkbox"/>	専修学校、各種学校	
	<input type="checkbox"/>	公立幼稚園	
	<input type="checkbox"/>	公立幼保連携型認定こども園	
	<input type="checkbox"/>	公立小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校	
	<input type="checkbox"/>	公立共同調理場(学校敷地外にあるもの)	
	<input type="checkbox"/>	公立教育研修センター	
	<input type="checkbox"/>	公立教育支援センター(適応指導教室)	
	<input type="checkbox"/>	公立教員宿舎	
	<input type="checkbox"/>	公立社会教育施設	
	<input type="checkbox"/>	公立社会体育施設	
	<input type="checkbox"/>	公立文化施設(文化会館)	
	<input type="checkbox"/>	公立文化施設(文化財保存施設)	
	都道府県名		

B	<input type="checkbox"/>	国立大学
	<input type="checkbox"/>	公立大学(公立大学法人を含む)
	<input type="checkbox"/>	私立高等専門学校
	<input type="checkbox"/>	私立大学(放送大学及び沖縄科学技術大学院大学を含む)
	<input type="checkbox"/>	大学共同利用機関法人
	<input type="checkbox"/>	共済組合類型の法人、独立行政法人、国立研究開発法人
機関(学校)名		

### 2. 変動要因等について

機関数(※1)

a	平成28年10月1日時点の④機関数		
		増減(※2)	+
b	変動要因	囲い込み・封じ込めを実施したため(一部除去を含む)	-
		全て除去したため	-
		分析調査の徹底等により、④でないことが判明したため	-
		分析調査の徹底等により、④であることが判明したため	+
		経年劣化等により、新たに④が判明したため	+
		その他(※3)( )	
	その他(※3)( )		
c	平成29年10月1日時点の④機関数(※4)		

### 3. 対策完了予定時期について

完了予定時期	機関数	理由
計		機関(2. c(平成29年10月1日時点の④機関数)と一致させること)

#### 【記入上の留意事項】

※1 「1. 対象機関について」のうち、Bグループに該当する機関については、「機関数」欄の該当する項目に「○」印を記入すること。

※2 変動要因については、減少した場合を「-」、増加した場合を「+」として記入すること。

※3 「その他」には、具体的な要因を記入すること。(例: 廃校のため)

※4 cの「機関数」欄は、様式1-1A~1-10の④機関数と一致すること。また、 $a \pm b = c$ となること。

様式3

担当者情報	機関名	
	所属名	
	担当者名	
	連絡先(電話)	
	E-mail	

## 使用実態調査未完了機関の対応状況調査票

### 1. 対象機関について

下記A, Bから該当する機関区分にチェックし、Aに該当する場合は都道府県名をBに該当する場合は、機関(学校)名を記入してください。

A	<input type="checkbox"/>	私立幼稚園	
	<input type="checkbox"/>	私立幼保連携型認定こども園	
	<input type="checkbox"/>	私立小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校	
	<input type="checkbox"/>	専修学校、各種学校	
	<input type="checkbox"/>	公立幼稚園	
	<input type="checkbox"/>	公立幼保連携型認定こども園	
	<input type="checkbox"/>	公立小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校	
	<input type="checkbox"/>	公立共同調理場(学校敷地外にあるもの)	
	<input type="checkbox"/>	公立教育研修センター	
	<input type="checkbox"/>	公立教育支援センター(適応指導教室)	
	<input type="checkbox"/>	公立教員宿舎	
	<input type="checkbox"/>	公立社会教育施設	
	<input type="checkbox"/>	公立社会体育施設	
	<input type="checkbox"/>	公立文化施設(文化会館)	
	<input type="checkbox"/>	公立文化施設(文化財保存施設)	
	都道府県名		

B	<input type="checkbox"/>	国立大学
	<input type="checkbox"/>	公立大学(公立大学法人を含む)
	<input type="checkbox"/>	私立高等専門学校
	<input type="checkbox"/>	私立大学(放送大学及び沖縄科学技術大学院大学を含む)
	<input type="checkbox"/>	大学共同利用機関法人
	<input type="checkbox"/>	共済組合類型の法人、独立行政法人、国立研究開発法人
機関(学校)名		

### 2. 調査の完了状況について

a	平成28年10月1日時点で調査が未完了であった機関数	
b	aのうち平成29年10月1日時点で調査が完了した機関数	—
c	aのうち統廃合など、平成29年10月1日時点で増減のあった機関数	±
d	平成29年10月1日時点で調査が未完了の機関数(a-b±c)	

### 3. 使用実態調査完了予定時期とその理由について

(2. d(平成29年10月1日時点で調査が未完了の機関数)に該当がある場合に記入)

完了予定時期	機関数	理由
計		機関(2. d(平成29年10月1日時点で未完了の機関数)と一致させること)

(上表のうち、完了予定時期が平成30年度以降または未定の機関がある場合に記入)

完了予定時期	設置者名	機関名

## 学校施設等のアスベスト対策に関する通知一覧

	日付／番号	件名
1	S62.11.11 62国施指第4号	アスベスト（石綿）による大気汚染の未然防止等について（通知）
2	S63.7.9 63国施指第4号	吹き付けアスベスト（石綿）粉じん飛散防止処理技術等に関する参考資料の送付について（通知）
3	H15.10.31 事務連絡	学校施設等におけるアスベスト（石綿）対策について
4	H17.3.7 事務連絡	学校施設等におけるアスベスト（石綿）対策について
5	H17.7.29 17文科施第154号	学校施設等における吹き付けアスベスト等使用実態調査について（依頼）
6	H17.9.29 17文科施第213号	学校施設等における吹き付けアスベスト使用実態調査の中間報告の結果及び当面の対応について（通知）
7	H17.11.29 17文科施第273号	学校施設等における吹き付けアスベスト等使用実態調査の結果及び対策に関する留意事項について（通知）
8	H17.12.26 17文科施第321号	学校施設等における吹き付けアスベスト等使用実態調査について（依頼）
9	H18.3.16 17文科施第438号	学校施設等における吹き付けアスベスト等使用実態調査の結果について（通知）
10	H18.6.30 18文科施第148号	学校施設等における吹き付けアスベスト等の対策状況フォローアップ調査について（依頼）
11	H18.7.3 事務連絡	アスベスト対策工事を行う際の安全対策について
12	H18.7.26 事務連絡	建築物等の解体等の作業におけるアスベストばく露防止対策の徹底について
13	H18.10.13 18文科施第321号	学校等におけるアスベスト（石綿）対策について（通知）
14	H18.10.13 18文科施第322号	学校施設等における吹き付けアスベスト等使用実態調査（補足調査）について（依頼）
15	H18.10.31 18文科施第347号	学校施設等における吹き付けアスベスト等の対策状況フォローアップ調査の結果について（通知）
16	H18.12.26 18文科施第430号	学校施設等における吹き付けアスベスト等使用実態調査（補足調査）の結果について（通知）
17	H19.3.5 18施企第61号	学校施設等における吹き付けアスベスト等の対策状況フォローアップ等について（依頼）
18	H19.7.20 19施企第7号	学校施設等における吹き付けアスベスト等の対策状況フォローアップ調査等の結果について（通知）
19	H19.9.28 19文科施第231号	学校施設等における吹き付けアスベスト等の対策状況フォローアップ調査等について（依頼）
20	H20.1.22 19文科施第380号	学校施設等における吹き付けアスベスト等の対策状況フォローアップ調査等の結果等について（通知）
21	H20.2.15 19文科施第419号	学校施設等における石綿障害予防規則第3条第2項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査の徹底等について（通知）
22	H20.3.31 19文科施第493号	学校施設等における吹き付けアスベスト等の使用実態調査等について
23	H20.7.11 20文科施第145号	学校施設等における吹き付けアスベスト等の使用実態調査等の結果について（通知）
24	H20.7.18 事務連絡	建材中の石綿含有率の分析方法等に係る留意事項について
25	H20.9.12 20文科施第250号	学校施設等における吹き付けアスベスト等の対策状況フォローアップ調査等について（依頼）
26	H20.10.21 事務連絡	学校施設等における吹き付けアスベスト等の使用実態把握の留意事項について
27	H20.12.25 20文科施第395号	学校施設等における吹き付けアスベスト等の対策状況フォローアップ調査等の結果について（通知）
28	H21.2.19 事務連絡	石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行等について
29	H21.3.25 20文科施第8020号	学校施設等における吹き付けアスベスト等の使用実態調査について（依頼）
30	H21.7.24 21文科施第6199号	学校施設等における吹き付けアスベスト等の使用実態調査の結果について（通知）
31	H21.9.8 21文科施第55号	学校施設等における吹き付けアスベスト等の対策状況フォローアップ調査等について（依頼）
32	H21.12.21 21文科施第322号	学校施設等における吹き付けアスベスト等の対策状況フォローアップ調査等の結果について（通知）
33	H22.3.31 21文科施第655号	学校施設等における吹き付けアスベスト等の使用実態調査について（依頼）



## 【幼保連携型認定こども園】 Q &amp; A

- Q 1. 幼保連携型認定こども園の定義を教えてください。
- A 1. 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成18年6月15日法律第77号）第二条第七項に規定する「幼保連携型認定こども園」をいいます。
- Q 2. 幼稚園が「認定こども園」として認可されている場合は、どのように報告したらよいか。
- A 2. 幼稚園が「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成18年6月15日法律第77号）第二条第六項に規定された同法第三条第一項又は第三項の認定を受けた施設である「認定こども園」の場合は、「幼保連携型認定こども園」ではないため、「幼稚園」として報告してください。
- Q 3. 幼保連携型認定こども園の実態を都道府県で全て把握していない場合はどうするのか。
- A 3. 域内の指定都市や中核市等の関係部局と調整していただき、御回答をお願いします。
- Q 4. 調査対象機関に、「新規開園した」とあるが、どのような機関なのか。
- A 4. 平成27年4月以前に運営実態（幼稚園、保育所として）がなく、文部科学省の調査を1度も行っていない、平成27年4月以降に初めて認可された機関をさしています。
- Q 5. 調査対象機関に、「幼稚園から幼保連携型認定こども園に移行した」とあるが、保育所から移行した機関は調査対象になるのか。
- A 5. 調査対象にはなりません。本調査において調査対象となっているのは、学校教育法第1条に定められた幼稚園から移行したもの及び平成27年の4月以降に新規開園したものを対象としています。
- Q 6. 幼稚園と保育所だったものが、平成27年4月より幼保連携型認定こども園として認可された施設のうち、保育所部分は調査対象範囲に含むのか。
- A 6. 保育所部分は含まず、幼稚園部分のみを調査対象範囲として報告してください。
- Q 7. 全機関数はどの機関を対象にすればいいか。
- A 7. 幼稚園から幼保連携型認定こども園に移行した機関数と、新規開園した機関数の合計を計上してください。
- ※幼稚園と保育所だったものが、平成27年4月より幼保連携型認定こども園として認可された機関も全て計上してください。
- ※保育所から移行したものは含みません。

## アスベスト使用実態調査の変動状況

(平成27年10月1日時点)

機関区分	調査未完了 機関数
<b>1. 公立学校</b> (幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務 教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校)	0
<b>2. 公立学校</b> (高等専門学校、大学)	0
<b>3. 公立学校関係施設</b> (共同調理場、教育研修センター、教育支援センター、教員 宿舎等)	0
<b>4. 国立学校</b> (高等専門学校、大学(附属学校含む)、大学共同利用機関 等)	0
<b>5. 私立学校</b> (幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務 教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専 門学校、大学、専修学校、各種学校等)	5
<b>6. 公立社会教育施設</b>	0
<b>7. 公立社会体育施設</b>	1
<b>8. 公立文化施設</b> (文化会館、文化財保存施設)	0
<b>9. 所管独立行政法人等施設</b> (国立大学法人、国立高等専門学校機構、大学共同利用機関 を除く)	0
<b>合計</b>	<b>6</b>

(平成28年10月1日時点)

平成28年10月1日時 点で調査が完了した 機関数
0
0
0
0
0
0
0
1
0
0
<b>1</b>

=

調査未完了 機関数
0
0
0
0
5
0
0
0
0
<b>5</b>

「学校施設等における吹き付けアスベスト等使用実態調査の中間報告の結果及び当面の対応について（通知）」  
（平成17年9月29日付17文科施第213号）抜粋

（2）飛散のおそれはどうのように判断すればよいか。

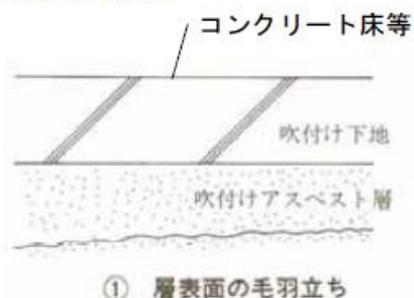
吹き付けアスベスト等の劣化損傷等の判断は、目視等により行うこととなります。目視等の結果、吹き付けアスベスト等の吹き付け層に次の①～⑥に示すような劣化損傷等が認められる場合、飛散のおそれがあると考えられます。

なお、石綿障害予防規則第10条では「事業者はその労働者を就業させる建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられた石綿等が損傷、劣化等によりその粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、当該石綿等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならない」とされています。

- ①層表面の毛羽立ち
- ②繊維のくずれ
- ③たれ下がり
- ④下地と層間の浮き・はがれ
- ⑤層の局部的損傷・欠損
- ⑥層の損傷・欠損

「吹き付けアスベスト層の劣化損傷の状態」  
2～3頁（参照）

天井面・壁面等の吹き付けアスベスト層の劣化損傷の状態



吹き付けアスベスト層の表層部で結合材の劣化などによってアスベスト繊維が毛羽立っているもの。  
(鉄筋コンクリート床の下面に吹き付けたアスベスト層)

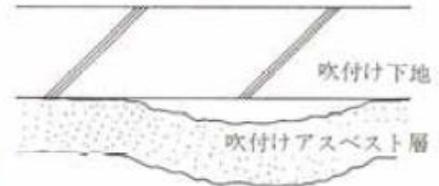


「毛羽立ち」の程度からさらに劣化が進行し、表層、又は表層下部の繊維がほぐれて荒れた状態になっているもの。  
(同 上)



吹き付けアスベスト層の一部が劣化、外力等によって層外へたれ下がっているもの。  
(同 上)

※カラー写真が必要な場合は、以下のホームページを御参照ください。  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/nc/1339661.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1339661.htm)



④ 下地と層間の浮き・はがれ

アスベスト層の下地への付着力が低下することによって、アスベスト層と下地とのすき間、はく離がみられるもの。

(鉄筋コンクリート床の下面に吹き付けたアスベスト層)



⑤ 層の局部的損傷・欠損

人為的、又は経時変化によって、アスベスト層の表面、層自体の層間・下地間で生じた局部的な凹凸、はく落、はく離。

(同 上)



⑥ 層の損傷・欠損

人為的、もしくは経時変化によって生じた施工面のほぼ前面にわたる凹凸、はく落、はく離。

(左の写真は折板屋根の下面に吹き付けられたアスベスト層)

(引用：既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説 日本建築センター)

※カラー写真が必要な場合は、以下のホームページを御参照ください。

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/nc/1339661.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1339661.htm)

〔「学校施設等における吹き付けアスベスト等使用実態調査の結果及び対策に関する留意事項について（通知）」  
（平成 17 年 11 月 29 日付け 17 文科施第 273 号）抜粋〕

## アスベスト対策に関する留意事項

文部科学省においては、「学校施設等における吹き付けアスベスト使用実態調査」の結果等を受け、この「アスベスト対策に関する留意事項」を取りまとめました。学校等の設置者におかれましては、これを参考として、アスベスト対策により一層努めるようお願いいたします。

### 1. 損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれのあるもの（「学校施設等における吹き付けアスベスト等使用実態調査表」の④に分類されるもの）の取扱いについて

損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれのあるものが確認された場合、まず、ばく露しないように部屋等を立ち入り禁止にすることなどが必要である。また、併せて、関係部局と連携しつつホームページ等での公表や関係者への説明を行う。

そのうえで、吹き付けアスベスト等の劣化、損傷の状態、当該施設の利用状況、代替施設の確保の可能性、対策工事の実施時期及び維持管理体制等を総合的に勘案して、関係部局と連携しつつ「除去」、「封じ込め」、「囲い込み」などの適切な工法を選択し対策工事を実施する。この場合、「除去」が粉じんの飛散防止の方法として、もっとも効果的であり、損傷、劣化の程度の高いもの、基層材との接着力が低下しているもの、振動や漏水のあるところに使われているもの等については、「除去」を選択する。

### 2. 損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれがないもの（「学校施設等における吹き付けアスベスト等使用実態調査表」の③に分類されるもの）の取扱いについて

損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれがないものの場合であっても、児童、生徒及び学生等のボール遊びや、経年による劣化、損傷等によりアスベスト層が破損すると、石綿等の粉じんが飛散するおそれがあるなど、将来的に飛散する可能性がないとはいえない。このため、最終的に吹き付けアスベスト等が除去されるまでの間、児童、生徒、学生、教職員及び保護者等にそのことを周知するとともに、吹き付け材の表面の状態及び使用状況等の点検・維持管理を行う。

また、安全・安心な環境の確保に万全を期すという観点から、維持管理を行った上で、運営面にできるだけ支障をきたさないよう考慮して、計画的に除去を行うなどの対策を講じる。

### 3. 既に措置済状態にあるもの（「学校施設等における吹き付けアスベスト等使用実態調査表」の②に分類されるもの）の取扱いについて

既に「封じ込め」又は「囲い込み」により措置されているため、直ちに石綿等の粉じんが飛散することはないと考えられるが、将来的に飛散する可能性がないとはいえないため、最終的に吹き付けアスベスト等が除去されるまでの間、封じ込め面の状態や囲い込み材の状態等について点検・維持管理を行う。

また、安全・安心な環境の確保に万全を期すという観点から、改修工事等が行われる場合に併せて除去することも検討する。

## アスベスト対策工事に係る文部科学省の 財政支援制度の概要

### 【公立学校】

#### 1. 該当事業

大規模改造（質的整備）「イ 法令等に適合させるための工事」

（吹き付けられた石綿等又は張り付けられた保温材、耐火被覆材、断熱材が損傷、劣化等により石綿等の粉じんを発散させるおそれがある場合）

#### 2. 対象施設

公立の幼稚園（幼稚園から移行した幼保連携型認定こども園を含む）、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校

#### 3. 国庫補助率

1 / 3

※工事費が400万円以上の事業が対象

#### 4. 工事内容

アスベスト対策工事（対策工事を行う場合に限り、当該年度支出分の分析調査費用を含む）

### 【私立学校】

#### 1. 該当事業

・私立学校施設整備費補助金における「アスベスト対策工事」（幼保連携型認定こども園以外）

・認定こども園施設整備交付金における「大規模修繕等」（幼保連携課型認定こども園）

（アスベスト対策工事の対象となる建材は、建築物等に吹き付けられた石綿等※又は張り付けられた石綿等※が使用されている保温材、耐火被覆材等）

※ 石綿障害予防規則（平成17年2月24日厚生労働省令第21号）第2条第1項に定める「石綿等」。

#### 2. 対象施設

私立の大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校、中学校、小学校、特別支援学校及び幼稚園、幼保連携型認定こども園

#### 3. 国庫補助率

大学等… 1 / 2 ※事業費の下限は設けない

高等学校等… 1 / 3 ※事業費の下限は設けない

幼稚園… 1 / 3

※工事費が400万円以上の事業が対象（平成29年度末（予定）までは、事業費の下限は設けない）

幼保連携型認定こども園… 国 1 / 2、市町村 1 / 4

※工事費が30万円以上の事業が対象

#### 4. 工事内容

アスベスト対策工事（対策工事を行う場合に限り、分析調査費用を含む）

### 【国立大学等（大学共同利用機関法人及び高等専門学校を含む）】

施設整備事業と併せて実施するアスベスト対策工事は国の財政支援の対象

これら以外に、他省庁の財政支援制度の活用も検討すること。